

那覇市広告付きAED設置事業に関する
公募型プロポーザル募集要領

令和8年5月

那覇市 総務部 管財課

1 業務概要

(1) 業務名

那覇市広告付き A E D 設置事業

(2) 業務目的等

那覇市役所本庁舎にて、広告付きの A E D (自動体外式除細動器) を設置することにより、本市の財政的な負担軽減を図るとともに A E D の安定的な運用を行うことを目的とし、広告付き A E D の設置導入及び運用を行う事業者を募集する。

(3) 事業内容

別紙「那覇市役所本庁舎広告付き A E D 設置事業 仕様書」(以下、「仕様書」という。) のとおり。

(4) 履行期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 16 年 8 月 31 日まで(8 年間)

2 事業者の選定方法及び契約の締結方法

公募型プロポーザル方式により最も適切な提案事業者を優先交渉権者として選定し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約で契約を締結する。

3 参加資格要件

(1) 提案事業者参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、応募時点で次の要件を満たしていることとする。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- ② 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- ③ 那覇市による指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者。
- ④ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑤ 事業所の所在する市町村税に滞納がないこと。
- ⑥ 過去 2 年の間に本市又はその他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約

を締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないこと。

(2) 協力連携事業者要件

参加希望者は単独に限らず、協力連携事業者と業務を行うことができる。その際、全ての協力連携事業者は、3(1)①～⑤の要件を満たす者であること。

4 企画提案の審査方法

(1) 審査機関及び選定方法

審査は、那覇市広告付きAED設置事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)にて企画提案書及び提案事業者によるプレゼンテーションにより審査及び評価を行い、優先交渉権者を選定する。

(2) 審査等の非公開

優先交渉権者の選定は非公開で行い、審査の経過等、審査に関しても非公開とする。

5 主な日程

①	公募開始(公告)	令和8年5月22日(金)
②	質問書提出期限	〃 5月29日(金)午後5時まで
③	質問書に対する回答	〃 6月3日(水)午後5時までに
④	参加表明書及び誓約書提出期限	〃 6月5日(金)午後5時まで
⑤	参加資格要件確認結果通知及び企画提案書等提出依頼	〃 6月8日(月)
⑥	企画提案書等提出期限	〃 6月17日(水)午後5時まで
⑦	プレゼンテーション審査	〃 6月22日(月)
⑧	審査結果通知	〃 6月24日(水)以降
⑨	契約締結日	〃 6月下旬予定

6 質問及び回答

参加表明書及び企画提案書の作成等について質問がある場合は、次の通り質問書により提出して下さい。

(1) 質問受付期間

令和8年5月22日(金)から令和8年5月29日(金)午後5時まで

(2) 質問方法

質問書(様式第4号)を電子メールで提出して下さい。

提出先Eメール S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

※メール件名は「那覇市広告付きAED設置事業に係る質問」とすること。

(3) 回答

令和8年6月3日(水)午後5時までに那覇市公式ホームページにて回答を掲載します。なお、質問への回答内容は、本要領の追加又は修正とみなします。

7 参加表明書等の提出及び参加資格の審査について

(1) 提出期限等

ア 提出期限 令和8年6月5日(金)午後5時(必着)

イ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留)、宅配便による提出

ウ 提出先 (宛先)

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階 管財課

(2) 提出書類

次の書類を①～⑧の並びで提出してください。

提出書類	留意事項
①プロポーザル参加表明書 (様式第1号)	
②定款又はそれに代わるもの (写し可)	※写しを提出する場合には「原本と相違ない」旨、社印等 押印して下さい。
③市町村税の完納(滞納がないこと)を 証明する書類(写し可)	※提出日から起算して90日以内に発行されたものに限りま す。
④登記事項証明書(写し可)	※提出日から起算して90日以内に発行されたものに限りま す。
⑤会社概要書(様式第2号)	
⑥受託業務実績書(様式第3号)	
⑦誓約書(様式第5号)	
⑧協力連携事業者届出書(様式第8号)	※協力連携事業者がいる場合に限りま す。

※協力連携事業者がいる場合は、上記②～⑤を協力連携事業者の分も提出すること。

(3) 参加資格の確認

提出して頂いた書類を基にプロポーザルにかかる参加資格の確認を行います。

参加資格の確認終了後、その結果を参加希望者全員へ通知します。

8 企画提案書等の提出について

企画提案書を提出する場合は次の通り提出してください。

なお、参加表明書等提出後、都合により辞退する場合は、参加辞退届（様式第7号）により届け出てください。

（1）提出期限等

ア 提出期限 令和8年6月17日（水）午後5時（必着）

イ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留）、宅配便による提出

ウ 提出先 （宛先）

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階 管財課

エ 企画提案書の作成方法

【別紙1】 企画提案書作成要領 をご参照下さい。

（2）提出書類

企画提案書提出届（様式第6号）1部と次の書類を8部（正本1部・副本7部）提出してください。

ア 企画提案書

イ 企画提案書を補完するために必要な参考資料（任意）

※上記書類をア～イの並び、1部単位でA4フラットファイル等に綴じ、書類・様式毎にタブを貼付すること。

（3）提案の無効

以下のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。

- ① 「3 参加資格要件」の条件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類が期限に間に合わなかった場合
- ③ 提出書類に不備があった場合
- ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤ 提出書類に誤字、脱字等により意思表示が不明確な場合
- ⑥ 一つの事業者が複数申請した場合
- ⑦ 談合その他不正行為があった場合
- ⑧ その他、本事業に関する条件に違反した場合

9 審査及び選定に関する事項

（1）審査方法及び区分

- ① 審査方法：提案書及びプレゼンテーションにより審査する。

② 審査区分及び配点

審査区分	審査評価方法	配点
提案審査	提案書及び提案者によるプレゼンテーションに基づき、審査及び評価を行う。	100点

③ 提案審査の評価項目及び評価内容

【別紙2】 企画提案審査評価基準をご参照下さい。

(2) 審査結果の公表

審査結果は、令和8年6月24日（水）以降に提案事業者へ通知する。なお、優先交渉権者及び次点者は市ホームページ上に提案事業者名のみを公表する。

(3) 優先交渉権者の選定

優先交渉権者及び次点以降の者は以下の方法で選定する。

- ① 審査の結果、順位を第1位とした審査委員の数が最も多い提案事業者を優先交渉権者に選定する。また、順位を第1位とした審査委員の数が次に多い提案事業者を次点者に選定する。第3位以降の選定も同様とする。
- ② ①において、順位を第1位とした審査委員の数が同数の提案事業者が2者以上ある場合は、当該提案事業者の順位を第2位とした審査委員の数が最も多い提案事業者を優先交渉権者として選定する。
- ③ ②において、順位を第2位とした審査委員の数が同数の提案事業者が2者以上ある場合は、当該提案事業者の順位を第1位とした審査委員の当該提案事業者に係る評価点の合計点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。
- ④ ①から③によっても、順位が決しない場合は、選定委員会において協議し、優先交渉権者を選定する。
- ⑤ 応募が1者の場合、審査を実施のうえ、審査委員の合意でもって優先交渉権者とする。
- ⑥ ①から⑤にかかわらず、以下に該当する場合は、優先交渉権者として選定しない。
 - ア 全ての審査委員の評価点の合計が満点の6割に満たない場合。ただし過半数の審査委員の評価点が6割を超えている場合は除く。
 - イ 審査委員の過半数の評価点が6割に満たない場合

10 協定締結に向けての協議

(1) 優先交渉権者との協議

市は、優先交渉権者と協議し、審査結果に影響を与えない範囲において企画提案書

の項目への追加、変更及び削除を行うこととする。

市は、協議が成立した場合、協議が成立した者（以下「受託候補者」という。）と協定の締結に向けて手続きを進めるものとする。

（２）次点者との協議

優先交渉権者との協議が整わない場合は、（１）と同様の協議を次点者で行い、協議が成立した場合、受託候補者として協定の締結に向けて手続きを進めるものとする。

（３）協議が整わない場合の対応

次点者との協議が整わない場合において、第３位以降の者との協議の実施については、選定委員会に図り決定する。

11 その他

（１）提案書類等に関する知的財産権

提案書類等に関する知的財産権は、当該提案事業者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、那覇市情報公開条例（平成 26 年 3 月 27 日条例第 26 号）に基づき対応することとなるため、提出書類等は公開又は一部公開の対象となる場合があることを承知しておくこと。

（２）提案書類等の使用等

提出書類等の返却には応じないものとする。なお、提出書類等は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。

（３）審査内容等の非公表等

本プロポーザルに関する参加資格審査、審査及び評価の内容等については公表しない。また、本プロポーザルに関する審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

（４）提案に係る費用負担等

提案書類等の書類作成、提出にかかる一切の費用は提案事業者の負担とする。

12 担当課（照会先）

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理グループ 担 当：嘉数

所在地：〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階

電 話：098-862-9904 F A X：098-862-9352

E-Mail：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp